

令和 6 年第 1 回大多喜町議会定例会

1 月会議会議録

令和 6 年 1 月 31 日 開会

令和 6 年 1 月 31 日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和六年 第一回定例会（一月会議）

大多喜町議会会議録

令和六年 第一回定例会（一月会議）

大多喜町議会会議録

令和六年 第一回定例会（一月会議）

大多喜町議会会議録

令和六年 第一回定例会（一月会議）

大多喜町議会会議録

令和6年第1回大多喜町議会定例会1月会議会議録目次

第 1 号 (1月31日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
報告第1号の上程、説明	5
報告第2号の上程、説明	6
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
休会について	31
散会の宣告	31
署名議員	33

第 1 回大多喜町議会定例会 1 月会議

(第 1 号)

令和6年第1回大多喜町議会定例会1月会議会議録

令和6年1月31日（水）

午後 2時00分 開会

出席議員（12名）

1番	渡 辺 善 男 君	2番	麻 生 勇 君
3番	野 村 賢 一 君	4番	末 吉 昭 男 君
5番	根 本 年 生 君	6番	吉 野 僖 一 君
7番	山 田 久 子 君	8番	渡 辺 八寿雄 君
9番	山 口 定 夫 君	10番	森 久 君
11番	吉 野 一 男 君	12番	渡 邊 泰 宣 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	平 林 昇 君	副 町 長	西 郡 栄 一 君
教 育 長	佐久間 靖 夫 君	総 務 課 長	麻 生 克 美 君
企 画 課 長	米 本 敏 克 君	財 政 課 長	君 塚 恭 夫 君
税務住民課長	西 川 栄 一 君	健康福祉課長	長 野 国 裕 君
建 設 課 長	市 原 芳 則 君	環境水道課長	小 高 一 哉 君
教 育 課 長	吉 野 正 展 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宮 原 幸 男	書 記	佐 藤 さおり
---------	---------	-----	---------

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 令和 5 年度大多喜町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 10 議案第 6 号 令和 5 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 7 号 令和 5 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 8 号 令和 5 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 4 号）

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 本日は、令和6年第1回議会定例会1月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様には、ご出席をいただき誠に苦労さまでございます。

初めに、本年1月1日に発生した能登半島地震により亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての方々にお見舞い申し上げます。

さて、本日の会議は、今年初めて開催される本会議であります。昨年同様、今年もよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

ただいまから令和6年第1回大多喜町議会定例会を開会いたします。

これより1月会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎行政報告

○議長（渡邊泰宣君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、令和6年第1回議会定例会1月会議の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。

初めに、このたびの令和6年能登半島地震において犠牲になり、亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々へ心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。

さて、本日は、令和6年第1回議会定例会1月会議を招集させていただきましたところ、議長をはじめ議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席賜り誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承を賜りたいと存じます。

昨年は、本町も台風13号の豪雨災害によりまして、災害救助法の適用、また、さらに激甚災害の指定を受け、国、県、関係機関のご指導、ご協力もいただきながらスピード感を持って職員と一丸となって復旧に向けた対応をさせていただいております。

また、改めましてこの豪雨災害によりまして被災された皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、復旧支援等を早期に実施することで、町民の皆様が安心して暮らせま

努めてまいりたいと思っておりますので、議員各位におかれましてもご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

そして、迎えました令和6年は辰年でございますので、本町が一段と飛躍できるよう、また、町民の皆様にとりましても平穏で実り多く、笑顔が絶えない希望に満ちた年でありますよう、心からご祈念申し上げます。

さて、本日の会議事件でございますが、専決処分の報告が2件、給与改定に伴う条例の一部改正議案などが4件、そして、一般会計と2つの特別会計の補正予算、水道事業会計の議案をそれぞれ提出させていただいております。十分ご審議をいただき、可決いただきますよう心からお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ありがとうございます。

これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡邊泰宣君） 次に、諸般の報告であります。令和5年第1回議会定例会12月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

次に、監査委員から、12月25日及び1月25日に実施しました例月出納検査及び11月9日、10日に実施をいたしました定例監査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊泰宣君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

11番 吉 野 一 男 君

1 番 渡 辺 善 男 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（渡邊泰宣君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議員の任期の都合上、本日から令和７年１月24日までの360日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から令和７年１月24日までの360日間とすることに決定しました。

◎報告第１号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第３、報告第１号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案つづり１ページをお開きください。

報告第１号 専決処分の報告についてをご説明させていただきます。

地方自治法第180条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

この報告は、令和５年９月11日大戸地先において発生した公用車による物損事故の損害賠償額を定めた専決処分の報告となります。

それでは、次のページをお開きください。

初めに、この損害賠償の額を定めることとなった事故の概要についてご説明をいたします。

令和５年９月11日の午後２時30分頃、台風13号による大雨の被害のため、被害調査員が多喜町大戸376番地石渡宅を公用車で訪問した際、運転操作を誤り、公用車の右後方上部が物置の軒及び雨樋に接触し損害を与えたものです。なお、この事故によるけが人はありませんでした。

本件公用車による物損事故の損害賠償につきましては、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険にて修繕に要する費用９万890円の損害賠償額が、既に示談が成立しており、その専決処分の内容を報告するものでございます。

それでは、専決処分の本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方、千葉県夷隅郡大多喜町大戸376番地、石渡平。

2、事故の概要及び、3、損害賠償額については、先ほどご説明した内容と同様となりますので、朗読を割愛させていただきます。

なお、引き続き公用車の運転につきましては、安全運転の徹底に努めてまいります。

以上で損害賠償の額を定めることについての専決処分のご報告を終わらせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） これで報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第4、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 報告第2号 専決処分の報告について、3ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

次のページをお開きください。

この報告第2号は、令和5年9月30日大多喜町筒森地先にて発生した車両事故の損害賠償の額を定める専決処分となります。

この損害賠償の額を定めることにつきましては、令和5年9月30日の午後5時頃、配送業務で星井畑集落から国道465号線に向かい町道を走行中、春釜トンネル出口の横断側溝のグレーチングが跳ね上がり車両下部に当たり、ラジエーター等を損傷させる損害を与えたものです。この事故によるけが人はいませんでした。

本件車両事故に伴う損害賠償につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険にて車両の修繕に要する費用を損害賠償額とする示談が成立しており、その専決処分の内容を報告するものです。

それでは、専決処分の本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方、千葉県勝浦市新戸303-4、ヤマト運輸株式会社勝浦営業所、所長、伊藤健。

2、事故の概要、令和5年9月30日午後5時頃、町道星井畑線を業務車両が走行中、横断側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両下部に損害を与えたもの。

3、損害賠償額、11万7,722円。

以上で専決処分の報告を終わらせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） これで報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第5、議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 議案第1号の説明をさせていただきます。

議案つづりの5ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告に基づく一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合の引上げに準じ、常勤の特別職である町長、副町長及び教育長の期末手当を引き上げようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

この改正は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を一般職の職員の期末手当と勤勉手当を合計した支給割合としておりますので、一般職に準じ12月支給分を100分の10引き上げようとするものでございます。

第2条、本条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

この改正は、第 1 条において12月支給分を100分の10引き上げた支給割合を変えずに 6 月支給分と12月支給分に均等に配分する改正でございます。

続いて、附則でございます。

附則第 1 項は、この条例の施行日を公布の日からとし、第 2 条の規定の施行日を令和 6 年 4 月 1 日からと定めるものでございます。

附則第 2 項は、第 1 条の改正規定の適用日を令和 5 年12月 1 日から適用することを定めるものでございます。

次のページをお開きください。

附則第 3 項は、昨年12月に支給された期末手当を内払いとすることを定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第 6、議案第 2 号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例

等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 議案第2号の説明をさせていただきます。

議案つづりの7ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院は、令和5年8月7日に国会及び内閣に対し国家公務員給与の改定を勧告しております。その内容は、民間給与が国家公務員給与を3,869円、0.96パーセント上回っていることから、初任給及び若年層に重点を置いた俸給月額を上げること、また、特別給、期末勤勉手当につきましても民間が公務を上回っていることから、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の支給割合をともに0.05月分引き上げることなど、実施時期は、月例給については令和5年4月から、期末勤勉手当につきましては12月支給の手当から適用がされたところでございます。千葉県の人件委員会におきましても、昨年10月6日に国の人事院勧告にほぼ準じた内容の勧告を行っているところでございます。

これらを踏まえまして、本町におきましても人事院及び県の人件委員会の給与勧告に基づき、町の一般職の職員の給与条例等を改正しようとするもの、また、本町特別養護老人ホームの廃止に伴い、本事業に係る介護職職員の給与関係の規定を削ることなどの改正を行うものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項の改正は、一般職の職員の12月支給の期末手当の支給割合を5パーセント引き上げ、100分の125とするもので、同条第4項の改正は、一般職職員の支給率の改正と読み替えて規定している定年前再任用職員及び任期付職員で短時間勤務職員の12月支給の期末手当の支給割合を2.5パーセント引き上げ、100分の70とするものでございます。

第23条第2項第1号の改正は、一般職の職員の12月支給の勤勉手当の支給割合を5パーセント引き上げ、100分の105とするもので、同項第2号の改正は、定年前再任用職員及び任期付職員で短時間勤務職員の12月の勤勉手当の支給割合を2.5パーセント引き上げ、100分の50とするものでございます。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

この改正は、国や県の給料表に準じて給料表を改めようとするもので、平均改定率は一般職1の給料表で、0.9パーセントの引上げでございます。

人事院勧告による各級の改定率でございますが、1級で5.2パーセント、2級で2.8パーセント、3級で1.0パーセント、4級で0.4パーセント、5級以上の平均改定率は0.3パーセントとなり、若い職員に重点を置いた改定となっております。

次に、飛びまして23ページをお開きください。

中段になります。

第2条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

この第2条の本文中の第6条から第21条までの改正は、本町特別養護老人ホームの廃止に伴い、介護職職員の給料表である別表第3を削るものと、それに伴い別表第4と別表第5をそれぞれ別表第3と別表第4に繰り上げるもので、第18条については介護職員の夜間業務に係る手当のただし書規定を削るものでございます。

次に、第22条第2項の期末手当の改正は、本条例第1条で改正した支給率を令和6年4月1日から職員の期末手当の年間支給割合を変えずに、6月と12月の支給割合を2分の1ずつの支給率100分の122.5に改め、同条第4項の改正は、一般職の職員の支給率の改正の読替えと定年前再任用職員及び任期付職員で短時間勤務職員の年間支給割合を変えずに、6月と12月の支給割合を2分の1ずつの支給率100分の68.75に改めるものでございます。

次に、第23条第2項の勤勉手当の改正は、第1条で改正した支給率を100分の102.5、同条第2号中の率を100分の48.75に改めるものでございます。

本第23条の改正につきましても、令和6年4月1日から勤勉手当の年間支給割合を変えずに、6月と12月の支給割合を2分の1ずつの支給率に改め、定年前再任用職員及び任期付職員で短時間勤務職員につきましても同様に改めるものでございます。

次の別表第3から次の24ページの中段の別表第5までの改正については、本町特別養護老人ホームの廃止に伴い、介護職職員の給料表がある別表第3を削ること及び介護職職員の職務を定める級別基準職務表である別表第5を改める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、24ページ中段以降をお願いします。

第3条、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表の改正は、国や県の給料表に準じて特定任期付職員の給料表を改めよう

とするもので、平均改定率は1.1パーセントの引上げでございます。

第8条第2項の改正は、一般職の職員の支給率の改正の読替えと特定任期付職員の期末手当の12月分支給割合を10パーセント引き上げ、100分の175に改めるものでございます。

次の25ページをお願いいたします。

第4条、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、第3条条例で改正した一般職の職員の支給率の改正の読替えと第8条第2項中の支給率を100分の170に改めるもので、特定任期付職員の期末手当について令和6年4月1日から年間の支給割合を変えずに、6月と12月の支給割合を2分の1ずつに改めるものでございます。

次の第5条の大多喜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、本町特別養護老人ホームの廃止に伴い、別表中の介護職給料表を削る必要があるため所要の改正を行うものでございます。

最後に、附則でございます。

附則第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条の規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、第1条、第3条のそれぞれの改正内容に係る適用日を定めるものでございます。

次に、26ページをお願いします。

附則第3項は、給料表の改定の適用日である令和5年4月1日以前に職務の級が異なる異動をした職員について所要の調整ができることを定めるものでございます。

附則第4項は、改正前の条例により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとすることを定めるものでございます。

附則第5項は、委任規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第7、議案第3号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(西川栄一君) それでは、議案つづり27ページをお願いいたします。

議案第3号について、初めに提案理由をご説明いたします。

戸籍法の一部改正に伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布され、令和6年3月1日から施行されることとなったため、大多喜町手数料条例について所要の改正及びその他必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

なお、今回の改正は戸籍法の改正を受けてのものとなりますので、戸籍法の改正内容についてご説明をいたします。

これまで戸籍、除籍に関する記録は、各市区町村で磁気ディスクに記録し管理していましたが、改正後はクラウド化され、国の管理するシステムで全ての市区町村の戸籍に関する記録を管理することとなり、戸籍、除籍の記録の確認や戸籍謄本等を交付することができるようになります。これにより、これまで本籍地の市区町村でなければ交付できなかった戸籍、除籍の謄本及び抄本を令和6年3月1日から本籍地以外の市区町村でも交付できるようになります。

また、市区町村に戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号を発行する事務が新たに追加

されます。この電子証明書提供用識別符号は、例えばパスポートの申請書には戸籍謄本を添付する必要がありますが、申請者が市区町村で電子証明書提供用識別符号の証明書を取得し、パスポートの申請にそれを提示することで戸籍謄本の添付が不要となるものでございます。

そのほか、電子化された出生、死亡、婚姻届等やその添付書類の内容を証明する事務が追加されています。

戸籍法の改正内容は以上のとおりでございます。

それでは、本文に入りますが、改正条文の朗読は割愛させていただき、要点の説明とさせていただきます。

大多喜町手数料条例の一部を改正する条例。

大多喜町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中、戸籍から次のページをお願いいたします。中段より少し上の届出、その他書類の閲覧手数料1件につき350円までを、その下以降30ページまでに記載された表に改めるものでございます。

主な改正箇所と改正内容でございますが、27ページにお戻りいただきまして、改正前の別表をご覧ください。表の真ん中の列の一番上の欄、戸籍の謄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面、それと、3段目の欄の除籍の謄本または磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面のこの部分につきましては、新しい別表のほうで表記のほうで改正されています。

次に、2段目の戸籍の記録事項証明書手数料1件につき450円と4段目にあります除籍の記録事項証明書手数料1件につき750円、これにつきましては、それぞれ表の上の段の証明書の手数料に含まれていることとなりますので、今回削除となります。

28ページをお願いいたします。

上から2段目の欄にありますその他の書類の記載事項という文言と上から4段目の欄のその他の書類という文言の部分は、新しい別表のほうでは表記が改正されております。

次に、新たに追加する部分になります。

28ページの中段の改正後の表をご覧いただきたいと思います。

上から5段目の欄に、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料1件につき400円、これと29ページの中段辺りにあります、表でいうと2段目の欄、除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料1件につき700円は、新たに手数料の名称と手数料の額を定めるものとなり

ます。

30ページをお願いいたします。

最後に附則でございしますが、条例の施行期日を定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番山口定夫君。

○9 番（山口定夫君） 戸籍電子証明書提供用識別符号、これはマイナンバーカードを使った場合ということで考えていいかどうか伺いたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） この識別符号は、それぞれに番号が各個人に付番されるようで、マイナンバーごとに付番されるようですけれども、マイナンバーカードを使って申請の手続とかそういうのをやった場合に限らず、今、この識別符号を使ってできる申請事務というのが想定されているものは、旅券の、パスポートの発行の申請のときに使うことを今は想定して、今後またいろいろなところで使えると思うんですけれども、その際に、今までは戸籍の謄本を申請書に添付しなければいけなかったんですけれども、今回、この改正によりまして、識別符号を証明した書類を役場のほうでもらって、旅券事務所に行って申請する場合は、その識別符号を提示するだけで戸籍の謄本の提出は要らないというふうになるというような内容のものでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 9 番山口定夫君。

○9 番（山口定夫君） すみません。その識別符号というのは、どこにくっついているというか、どうやってもらえるかどうか。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 役場のほうに来て申請していただければ識別符号が出せるような形になります。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑はありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） ご説明の中で、この改正は国の政令の一部が改正になったことが主な原因であるという説明がありました。

それで、戸籍の窓口へ行って高齢者の方々が戸籍というのに結構苦勞しているというか、よく分からない部分とかがあって苦勞しているような風景を見受けられるんですけども、今度、これは国のシステムのほうに移行されるということは、申請人にとっても戸籍等が取りやすくなった、分かりやすくなったというふうに改正ではなるんですか。それは全然関係ないのでしょうか。

ご存じのように相続登記が義務化されると、窓口で高齢者の方々が以前よりは多分増えて、戸籍の収集とかが来るんじゃないかなろうかと思っています。だから、この改正に伴ってその辺が取りやすくなるような改正を伴っているのか、伴っていないのか、それは全然変わらないのか、その辺を教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 今回の改正で戸籍が取りやすくなったかというところで、この改正のメリットということでご説明してよろしいでしょうか。

今回の改正で、先ほどちょっと説明いたしましたが、戸籍の記録が国の管理するシステムで管理するようになりますので、そうすると、今まで戸籍のある市町村でなければ戸籍の交付を受けることができなかったんです。それが、今度は、例えば職場の近くの役所とかそういうところでも戸籍が、本籍があるかないか関係なく戸籍の請求ができるようになるという意味で、取る方にとってはどこの市町村でも取れるというところでメリットはあります。ただ、手続的な面で便利になったかという点、それは今までと変わらないように思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊泰宜君） 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宜君） 日程第8、議案第4号 大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 31ページをお開きください。

議案第4号 大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

この条例は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき介護予防・生活支援事業等を実施するに当たり、利用者から徴収する負担金に関し必要な事項を定めていますが、事業の廃止や事業内容の変更などにより見直しが必要となったことから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、条例の第2条第1項の第1号、寝具乾燥消毒サービス事業については受託事業者の廃業と近隣で同様サービスを実施可能な事業者が存在しないことと、介護保険サービスや軽度生活援助事業で支援が可能なことから、大多喜町寝具乾燥消毒事業実施要綱を廃止しました。

同じく第2号、軽度生活援助事業については、訪問介護のサービス単価を用いておりますが、提供時間設定と単価が異なっているため、現在の時間設定と単価に合わせるための改正でございします。

第3号、生活管理指導員派遣事業については、平成22年度以降利用実績がない上、軽度生活援助事業でも類似のサービスを提供していることから、大多喜町生活管理指導員派遣事業実施要綱を廃止したものでございます。

第5号、配食サービス事業については、平成20年3月をもって受託事業者から利用者減少等を理由に辞退の申出があったことと、民間の食事配達サービスや食材宅配サービスの充実、介護保険や障害福祉のホームヘルプサービスにより賄われていることなどから、大多喜町配

食サービス事業実施要綱を廃止したものでございます。

第6号、外出支援サービス事業については、利用者負担金をタクシー車内で精算できるように制度改正を予定しており、それに合わせ利用者の負担割合を一律2割に統一しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、第8号を第5号とする。

別表を次のように改める。

ここでは廃止した事業の項目を削除し、軽度生活援助事業等外出支援サービス事業について、利用者の負担金について変更するものでございます。

次に、附則でございます。

この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 今、課長から説明がございましたけれども、大体理解はしたんですけども、業者からの精算が面倒くさいみたいな話で、車内で精算するのに。これはどういうことなんですか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 現在、利用者の負担が、課税世帯、非課税世帯によって3割、2割の負担割合がございますけれども、2割、3割ですと車内での精算が、事業者側が対応できない、機械のほうも1つの割合であれば対応できるという機器の改正はできるということなんですけれども、2パターンあるとそちらのほうが対応できない。あと、やはり運転手さんのほうもちょっと対応が非常にしづらくなるということでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今と同じところなんですけれども、一律10分の2にすると。今まで10分の3と10分の2だったのを、高いほうの住民に負担をかける10分の2にすると。10分の3の人は高くなるんでしょう。10分の3の人は10分の2になっちゃうわけでしょう。違うんですか。

（「逆」の声あり）

○5番（根本年生君） 逆。安くなるの。すみません。逆だと思っていました。じゃ、住民の負担が減るということですね。分かりました。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） じゃ、回答いいね。

○5番（根本年生君） いいです。すみません。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第9、議案第5号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、議案第5号の説明をさせていただきます。

33ページをお開きください。

○議長（渡邊泰宜君） 財政課長、着座で説明してください。

○財政課長（君塚恭夫君） では、着座で説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、先ほど可決いただきました特別職及び一般職の給与条例の改正に伴う人件費の補正と国の補正予算による低所得世帯等への物価高騰対策の支援、それと昨年9月の豪雨被害の復旧事業が主なものとなっております。

令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億916万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,074万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、第2表繰越明許費補正から説明をさせていただきますので、37ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正、追加。

繰越明許費の追加で、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものです。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、公有財産管理事業188万1,000円は、旧総元小学校の給水管改修工事の設計で、校舎内の給水管に錆が確認されたため改修しようとするものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、事業名、低所得世帯給付金事業（均等割のみ課税世帯）2,757万1,000円とその次、子育て世帯分1,104万4,000円の2つの事業は、令和5年度国の補正予算によるもので、物価高騰対応重点地方創生臨時交付金を財源に実施するもので、均等割のみ課税世帯は1世帯当たり10万円、子育て世帯は非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の18歳以下の子供1人当たり5万円を給付するものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業33万3,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種6回目以降の接種記録を管理するためのシ

ステム改修でございます。

款 9 教育費、項 2 小学校費、事業名、小学校施設管理事業139万3,000円は、大多喜小学校エレベーターのワイヤロープの交換と西小学校プール浄化装置の改修工事でございます。

款 9 教育費、項 3 中学校費、事業名、中学校施設管理事業1,769万9,000円は、大多喜中学校の校長室、職員室、保健室、図書室、パソコンルーム、事務室の空調の更新工事で、令和 5 年度国の補正予算により措置された学校施設環境改善交付金を活用し、実施するものでございます。

款10災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁災害復旧事業6,319万5,000円と次の河川災害復旧事業565万9,000円は、令和 5 年 6 月の大雨により被災した町道老津線及び宇野辺当月川線の復旧工事と 9 月の台風13号に伴う豪雨により被災した町道中野大多喜線ほか10路線と弓木川の復旧工事でございます。

第 3 表、地方債補正、変更。

表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

義務教育施設整備事業債、限度額2,460万円を3,640万円に1,180万円増額するもので、大多喜中学校の空調の更新工事に充当するものでございます。

次の公共土木施設災害復旧事業債は、限度額 2 億8,740万円を 3 億1,710万円に2,970万円増額するもので、単独災害復旧事業として2,540万円、補助災害の復旧事業として430万円を充当するものでございます。

それでは、次に、事項別明細書により予算の説明をさせていただきます。

2 枚めくって40、41ページをお願いします。

2 歳入。

款11地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税1,333万4,000円の増額補正は、今回の補正予算の財源として普通交付税を増額するものでございます。

款15国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 3 公共土木施設災害復旧費国庫負担金849万6,000円の増額補正は、町道 2 路線の災害復旧事業に対するものでございます。

項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金3,861万5,000円の増額補正は、国の令和 5 年度補正予算で低所得世帯に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

目 2 民生費国庫補助金10万1,000円の増額補正は、障害者福祉事業の地域生活支援事業の増額に対する国の補助分でございます。

目3 衛生費国庫補助金33万2,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種の6回目以降の接種記録を管理するためのシステム改修に対するものでございます。

目5 教育費国庫補助金589万9,000円の増額補正は、国の令和5年度補正予算の学校施設環境改善交付金で、大多喜中学校の空調の更新工事に対するものでございます。

款16 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金75万4,000円の増額補正は、令和5年9月の台風13号に伴う豪雨により被災した住宅の応急修理と関連事務費に対するものでございます。

項2 県補助金、目2 民生費県補助金5万円の増額補正は、障害者福祉事業の地域生活支援事業の増額に対する県の補助分でございます。

款19 繰入金、項1 基金繰入金、目4 ふるさと創生基金繰入金8万円の増額補正は、コミュニティ育成事業の補助の一部として繰り入れるものでございます。

款22 町債、項1 町債は、第3表、地方債補正でも説明させていただきましたが、目6 教育債は大多喜中学校の空調の更新工事に充当するもの、目7 災害復旧債は、単独災害復旧事業として2,540万円は災害復旧工事の国の災害査定結果などにより不足分の増額、補助災害復旧事業430万円は、町道新町高根線、町道老津線に充当するものでございます。

次に、歳出ですが、先に給与費明細書で給与改定等人件費補正の説明をさせていただきますので、56、57ページをお願いします。

56ページ、給与費明細書、1、特別職の表、区分欄の比較で説明をさせていただきます。

長等の項、期末手当22万1,000円、括弧内0.10は、年間の支給率を0.1月分、共済費2万1,000円、合計で24万2,000円の増額は、給与改定によるものでございます。

次のページをお願いします。

2、一般職、1号、総括の上の2つの表は、会計年度任用職員とそれ以外の職員の合計で、今回の補正では給与費の給料1,127万3,000円、職員手当1,145万3,000円、共済費170万8,000円、合計で2,443万4,000円の増でございます。

職員手当の内訳としては、その下2つ目の表をご覧ください。

区分の欄、比較の項、時間外勤務手当353万5,000円、期末勤勉手当779万7,000円、通勤手当1万8,000円、住居手当10万3,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

ページの一番下の表、第2号、給料及び職員手当の増減額の明細の表をご覧ください。

給料の区分1,127万3,000円と職員手当1,145万3,000円のうちの859万3,000円は、給与改定

に伴う増、職員手当の286万円は、災害対応など不足が見込まれる時間外勤務手当の増でございます。

以降の表については説明を割愛させていただきます。

それでは、事項別明細書に戻り、歳出の説明をさせていただきます。人件費に関する補正については一部説明を割愛させていただきますので、ご了承くださいようお願いいたします。

42、43ページをお願いします。

3 歳出。

款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費16万9,000円の増額補正は、給与改定による人件費の増でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費361万7,000円の増額補正は、町長、副町長、総務、企画、財政、会計関係職員の給与改定による人件費の増でございます。

目 5 財産管理費188万1,000円の増額補正は、繰越明許費補正でも説明させていただいた旧総元小学校の配水管改修の設計でございます。

目 8 諸費40万円の増額補正は、コミュニティ育成事業で小土呂区内の集会施設の改修補助でございます。

項 2 徴税費、目 1 税務総務費126万9,000円の増額補正は、給与改定による人件費の増でございます。

次のページをお願いします。

項 3 戸籍住民基本台帳費、それと次の項 4 選挙費、項 5 統計調査費は給与改定による人件費の増でございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費3,995万4,000円の増額補正は、給与改定による人件費の増と障害者福祉事業は対象者の増による地域生活支援事業委託料の増、低所得世帯給付金事業（均等割のみ課税世帯）は、国の補正予算による物価高騰対策で令和5年度町県民税の均等割のみ課税世帯に対し1世帯当たり10万円を給付するもの。次のページをお願いします。低所得世帯給付金事業（子育て世帯）は、町県民税の非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の18歳以下の子供1人当たり5万円を給付するもので、これらの事業の財源は全額国の物価高騰対応重点地方創生臨時交付金によるものでございます。

なお、2つの事業ともに3月中の給付を予定してございます。

次の目 2 国民年金費、目 3 老人福祉費、目 5 介護保険事業費は、給与改定による人件費の増によるものでございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費20万7,000円の増額補正は、給与改定による人件費の増、目 4 児童福祉施設費522万5,000円の増額補正は、給与改定による人件費の増と保育園管理運営事業の修繕料は、保育園の副食調理用備品の修繕とみつば保育園の消防設備の修繕でございます。

次のページをお願いします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費74万円の増額補正は、給与改定による人件費の増でございます。

目 2 予防費33万3,000円の増額補正は、繰越明許費でも説明させていただいた新型コロナウイルスワクチン接種の 6 回目以降の接種記録を管理するためのシステム改修でございます。

目 3 環境衛生費37万4,000円の増額補正と次の項 2 清掃費、目 1 清掃総務費21万2,000円の増額補正は、給与改定による人件費の増でございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、目 2 農業総務費、目 3 農業振興費、目 5 農地費、目 6 農業施設費は、給与改定による人件費の増と、そのうち目 2 農業総務費の職員手当等は、給与改定に加え災害復旧に関わる職員の時間外勤務手当の増でございます。

次のページをお開きください。

項 2 林業費、目 1 林業総務費20万3,000円の増額補正は、給与改定による人件費の増。款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費148万3,000円の増額補正は、給与改定による人件費の増。款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費42万8,000円と目 2 登記費21万2,000円、項 2 道路橋梁費、目 2 道路新設改良費67万7,000円の増額補正は、給与改定による人件費の増でございます。

項 4 住宅費、目 1 住宅管理費は、台風13号に伴う豪雨の被災者支援に対する災害救助費負担金の交付による財源内訳の変更でございます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 4 災害対策費 7 万7,000円の増額補正は、給与改定による人件費の増と台風13号に伴う豪雨の被災者支援に対する災害救助費負担金交付による財源内訳の変更でございます。

次のページをお願いします。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費80万9,000円の増額補正は、給与改定による人件費の増、項 2 小学校費、目 1 学校管理費147万6,000円の増額補正は、西小学校、大多喜小学校の消防設備の修繕と、繰越明許費でも説明させていただいた大多喜小学校エレベーターのワイヤロープの交換、西小学校プール浄化装置の改修工事でございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費1,776万円の増額補正は、大多喜中学校の消防設備の修繕と校長室、職員室、保健室、図書室、パソコンルーム、事務室の空調の更新工事で、令和5年度の国の補正予算により措置された学校施設環境改善交付金を活用し実施するものでございます。

次の項4 社会教育費と項5 保健体育費は、ともに給与改定による人件費の増でございます。
次のページをお願いします。

款10災害復旧費、項2 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費2,271万5,000円の増額補正は、台風13号に伴う豪雨により被災した町道の復旧工事で、補助事業として実施する町道新町高根線と町道老津線、それとその附帯工事及び単独事業として実施する町道横山大多喜線ほか4路線分でございます。

以上で、議案第5号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第9号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。

なお、15時20分から再開します。

（午後 3時08分）

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時20分）

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 43ページの公有財産管理事業委託料、設計業務委託料、すみません。

よく聞き取れなかったもので、水道管のどこかの何か調子が悪いから設計して直すんだということをお聞きしました。もう少し具体的に教えていただけると。いつ頃から調子が悪くて、それで、水道というところは非常に緊急性を伴うものだと思うんですね。やっぱりすぐにでもない困るからやるんだと思いますけれども、これはいつ頃から調子が悪くて、場所もよく分からないので、場所も教えてください。それで、今から設計して、その工事が完了する

のはいつ頃なのか。水は非常に大切なものだと思います。なるべく早めにやっていただける
ことがいいと思いますけれども、その辺を具体的に教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 公有財産の設計業務委託料の質問についてですが、まず場所は旧
総元小学校の校舎の中の水道です。

いつ頃というのなんですけれども、今そこは町の普通財産として事業者に貸し出して使っ
ていただいているところ。その前は地元の団体で維持管理していただいていたんですが、長
い間というか数年の間、2階とか外の蛇口とかそういったところに水が流れていなかったこ
とにより、中の配水管に錆が出たものと考えられます。今、使っている事業者のほうで中の
改修をして、シャワーであったり、中の、飲み水をやるのに浄化装置みたいなものをつけた
りしたところ、そこに錆が出て、そのままでは使えないということで、昨年11月か12月頃
にそのような相談を受けまして、水道というか建築関係の事業者の方をお願いして、どうい
った状況かというのを調べた結果、総元小学校の水道が一度貯水槽に水をためて、そこから
水を配水しているという状況になっていて、それを、どのように改修するのがいいだろうか
というようなことを、その事業者の方と協議していた結果で今回、それを基にして設計を委
託するというものです。

今回、補正予算でこの予算が成立した後、設計の業務を委託するんですが、恐らく設計に
3、4か月出来上がるまでにかかって、その後それを基にして実工事の予算を補正予算なり
なんなりで予算を措置して工事に入るので、工事自体は現段階ではどのくらいかかるのか分
かりませんが、恐らく短くても3か月から4か月は工期が必要になると思いますので、
最終的な完成というのは、今年の秋から冬にかけてになるのではないかと思います。スケ
ジュール的なものについて、今後どのようにっていくかというのは協議というか、分かっ
てくることになると思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質問。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） あその総元小学校のところは、時期になると結構な人が、あの会社、
支社かどこか、本社のほうから研修会とかいろんなところから大勢の人が集まって合宿をや
ったりとか何かに利用しています。それについては、別に工事が遅れていても支障がないと、
使っている分には何ら支障がないということで、秋まですごくかなり、まだ1年弱あるでし

ようから、水というと非常に大切なものと思っています。支障はないと、使っている分には何ら支障はないと考えてよろしいですか。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 使っている分に支障がなければ改修はしませんので、支障があるので使えるようにするために、今回この設計、その後改修工事を実施しようとしています。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第10、議案第6号 令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案つづり69ページをお願いいたします。

議案第6号 令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、給与改定に伴い、歳入歳出をそれぞれ増額しようとするものでござい

ます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和５年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,677万3,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては事項別明細書により説明しますので、74、75ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款６繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金39万7,000円の増額補正は、給与改定に伴う職員給与費と繰入金の補正でございます。

次に、歳出をご説明いたしますので、76、77ページをお願いいたします。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費39万7,000円の増額補正は、給与改定に伴い、国民健康保険関係職員人件費を補正するものでございます。

以上で、令和５年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第11、議案第7号 令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第7号 令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

議案つづり89ページをお開きください。

今回の補正は、給与改定に伴う人件費の増額に伴う補正を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和5年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,093万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。

94、95ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）11万1,000円の増額。款6県支出金、項2県補助金、目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）5万5,000円の増額。款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金44万円の増額。款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金7万1,000円の増額であります、いずれも職員人件費の増に伴うものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたしますので、96、97ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 38 万 5,000 円の増額。款 3 地域支援事業費、項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 1 包括的支援事業 21 万 5,000 円の増額、目 2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 7 万 7,000 円の増額補正も職員人件費の増に伴うものでございます。

以上で、令和 5 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。
ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第 7 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第 12、議案第 8 号 令和 5 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 議案第 8 号につきましてご説明いたします。

議案つづり 109 ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、一般会計と同様に給与改定に伴う人件費の補正によるものとなっております。

それでは、本文に入らせていただきます。

条文については朗読を一部割愛させていただきますので、ご了承願います。

令和５年度大多喜町水道事業会計補正予算（第４号）。

第１条、令和５年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の部、第１款水道事業費用、第１項営業費用を158万5,000円増額し、総額を４億8,832万4,000円とするものです。

続きまして、第３条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の部、第１款資本的支出。次のページをお開きください。第１項建設改良費を21万7,000円増額し、総額を１億5,391万6,000円とするものです。

詳細につきましては水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明いたしますので、122、123ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

支出の部、款１水道事業費用、項１営業費用、目１原水及び浄水費21万6,000円、目２配水及び給水費49万7,000円及び目３総係費87万2,000円の増額補正は、給与改定による増額となります。

次のページをお開きください。

資本的収入及び支出。

支出の部、款１資本的支出、項１建設改良費、目３配水施設費21万7,000円の増額補正は、給与改定による増額となります。

以上で、議案第８号 令和５年度大多喜町水道事業会計補正予算（第４号）の説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（渡邊泰宣君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により明日2月1日から3月31日まで休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

よって、明日2月1日から3月31日までを休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時38分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 邊 泰 宣

署 名 議 員 吉 野 一 男

署 名 議 員 渡 辺 善 男